

令和8年度 家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金

ご自宅への省エネ・再エネ活用設備の設置を補助します！

対象住宅

県内の自ら居住する**既存住宅**

対象設備

※埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者認定制度の**認定を受けた事業者との契約により設備を導入**する必要があります。

①太陽光発電設備

太陽光を電気エネルギーへ変換し、
住宅の電力として利用



②太陽熱利用システム（強制循環型）

太陽の熱を
給湯や空調などに利用



③蓄電池

太陽光発電設備で発電した電力を
貯めて、夜間や非常時に利用



④エネファーム（家庭用燃料電池）

都市ガス・LPGガスで発電し、
同時に熱を給湯等にも利用



※①は蓄電池を**同時に設置**する必要があります。

また、固定価格買取制度（FIT）の認定を受けないことが条件となります。

※③は**太陽光発電設備が設置**されている必要があります（同時設置も可）。

※①②は県、③④は認定特定非営利活動法人環境ネットワーク埼玉が補助を行います。

補助金額

- ・太陽光発電設備 **7万円/kW（上限35万円）**
- ・太陽熱利用システム（強制循環型） **補助対象経費の2/3（上限20万円）**
- ・蓄電池 **10万円/件**
- ・エネファーム（家庭用燃料電池） **5万円/件**

予定件数

3,100件程度

受付期間

令和9年1月29日（金）まで

※補助金申請額が予算額に達した時点で申請の受付を終了します。



コバトン&さいたまっち

問合せ

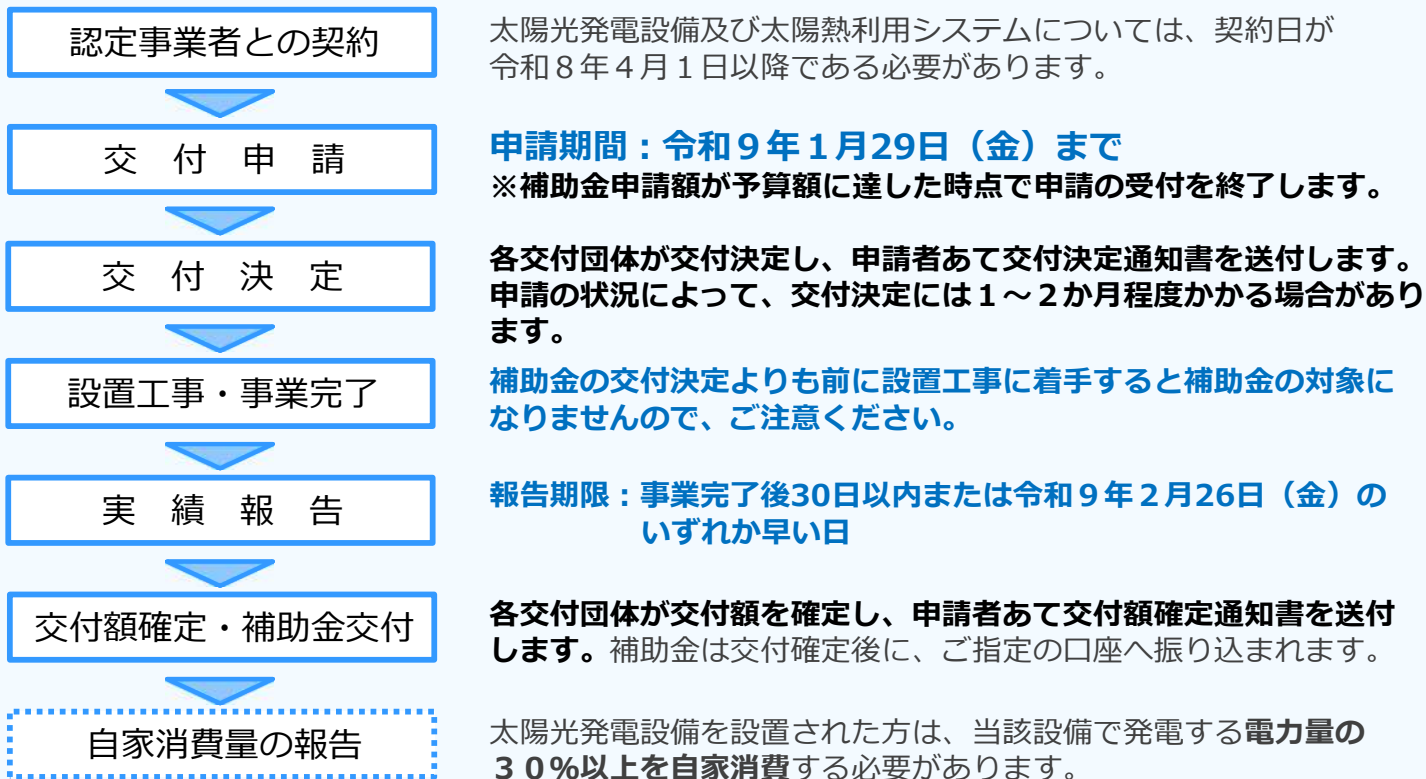
- 太陽光発電設備・太陽熱利用システムに関すること
埼玉県 環境部 エネルギー環境課 住宅等省エネルギー推進担当
【電話】048-830-3042
【受付時間】8:30~17:00（土・日・祝日、年末年始を除く）
- 蓄電池・エネファームに関すること
認定特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉
【電話】048-767-6151
【受付時間】9:30~16:50（土・日・祝日、年末年始を除く）



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち



申請手続きの流れ



申請書提出方法

- ・電子申請フォームからの申請となります。
- ・申請には、下記の書類の提出が必要となりますので、ご準備ください。
※詳細については、県及び環境ネットワーク埼玉のホームページをご確認ください。

提出書類

- ・ここに記載した書類は提出書類の概要となります。
- ・各提出書類の詳細及び留意点については、各交付団体のホームページに掲載している交付要綱及び交付申請用のチェックリストをご確認ください。

- 交付申請書（電子申請フォームから入力）
- 契約書のコピー（PPA及びリースは契約書に代わるもの）
- 世帯全員分の住民票の写し（コピー）
- 建物に係る登記事項証明書または固定資産税公課証明書
または評価証明書（コピー）
- 暴力団排除に関する誓約事項（電子申請フォームから入力）
- 設置する設備が各要綱で規定する性能を有するものであることが
確認できる書類